

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 19 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2016

課題番号：26780100

研究課題名(和文) 対反乱活動に伴う人道主義空間の変容の分析

研究課題名(英文) The Transformation of Humanitarian Space and Counterinsurgency

研究代表者

五十嵐 元道 (IGARASHI, Motomichi)

関西大学・政策創造学部・准教授

研究者番号：20706759

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の課題は、人道主義空間が近年の対反乱活動の展開の影響を受けて、どのように変容したのかを明らかにすることだった。本研究によって次のことが明らかになった。第一に、人道主義空間は冷戦後に突然変容したのではなく、脱植民地化後の第三世界での紛争により、傷病兵や文民への支援活動と国際人道法違反の監視活動に分離した。第二に、冷戦後に変容したのは、人道支援活動における治安維持のための軍隊との関係だった。特に、2000年代の対反乱活動が人道支援活動にとって深刻なジレンマを生じさせた。第三に、人道主義と対反乱活動の関係は歴史的に見れば、人道主義空間が国家から徐々に自立してきたことが判明した。

研究成果の概要(英文)：The present research project analyzed the transformation of humanitarian space and its relationship with counterinsurgency. Before the end of the Cold War, humanitarian space was transformed as a result of some post-colonial conflicts such as the Nigerian civil war. Humanitarian actions were split into two categories: (i) protecting sick and wounded soldiers and civilians and (ii) reporting grave breaches of international humanitarian law. It implies that there is a distinction between legal-discursive humanitarian space and geographical-material humanitarian space. After the end of the Cold War, the development of counterinsurgency operations considerably affected the geographical-material humanitarian space rather than legal-discursive humanitarian space.

研究分野：安全保障

キーワード：人道主義 テロ 対反乱活動 国際人道法

1. 研究開始当初の背景

対反乱活動とは、主に紛争地域において軍事および非軍事的手段を用いて反乱勢力を鎮圧し、秩序を回復するための活動である。近年、対反乱活動は平和構築研究のなかで注目を集めてきた。本来、和平協定締結後に実施される平和構築活動では、武力の行使は想定されていなかった。しかし、多くの紛争後地域で和平協定に違反し、武装闘争を継続する現地アクターが出現したため、平和構築の段階でも一定の武力行使を含む反乱鎮圧のための活動が必要であると考えられるようになった。こうした状況に鑑み、有効な政策として対反乱活動が提案・実施され、それに伴い国内外の研究も対反乱活動を分析対象とするようになった。冷戦後の対反乱活動は、単に反乱者を軍事力によって鎮圧するだけのものではない。軍事力の行使とともに、現地社会の協力を得るためにガバナンスの改善をはじめとする非軍事的な活動によって、反乱者と一般市民を切り離すことを狙いとす。

だが、対反乱活動は冷戦後の平和構築活動のなかで開発された戦略ではない。それは冷戦期のアメリカによる第三世界（ベトナムや中南米）での介入活動において実施された。対反乱活動は冷戦後の平和構築の主要な政策でありながら、歴史的には「汚い戦争」においても利用されてきたのである。現在の対反乱活動は、冷戦期から冷戦後の紛争での数多の失敗と成功を経て、徐々にガバナンス支援や人道支援などの民間活動を取り込んでいった。そこで問題になるのが、こうした対反乱活動のなかで、本来、中立・不偏であったはずの人道支援活動の空間がどのように変容したのか、また、人道支援をはじめとする民間活動が、アメリカやイギリスなどの介入国の戦略的目的のためにどのように利用されているのか、ということである。本研究は、その問いに答えるべく、対反乱活動と人道主義空間の関係を歴史的に分析した。

2. 研究の目的

対反乱活動の歴史的展開と人道主義空間の変容の関係を分析することには、幾つかの目的がある。

第一に、中立・不偏とされる人道主義活動が、果たして現在でも中立・不偏なのかについて明らかにする狙いがあった。近年の対反乱活動がガバナンスの改善などを行うことから、人道支援のための活動と協力関係を結ぼうとしており、これが人道主義活動の中立性や不偏性を損ないつつあるとされる。多くの人道主義研究が注目するこの問題の究明が本研究には期待された。

第二に、そもそも紛争地および紛争後社会における人道主義活動とは、いかなる性質のものだったのかについて、歴史的な展開を明らかにする狙いがあった。一口に人道主義活動と言っても、現在その内容は多岐にわたり、

全体像を把握するのは困難である。歴史的な分析を通じて、その全体像を捉えることが期待された。

第三に、平和構築および国家建設の支援活動において、どのような権力構造が形成されてきたのかを明らかにする狙いがあった。すでに多くの先行研究が、平和構築や国家建設支援活動については非対称な権力構造が伴うと指摘してきた。ただ、対反乱活動を中心とした2000年代以降の国家建設活動については、まだ十分に分析されていなかった。この点も本研究に期待された。

3. 研究の方法

本研究を進めるために、対反乱活動ならびに人道主義活動の歴史的な分析を行った。具体的には、(1)アメリカが冷戦期に行った対反乱活動から冷戦後の対反乱活動に至る展開を分析するとともに、(2)並行して冷戦期から冷戦後にかけての人道主義活動の歴史を分析した。(3)そして、その後、両者の関係を洗い出し、人道主義空間が対反乱活動の展開とともに、どのように変容してきたのかを明らかにしようと試みた。

4. 研究成果

本研究の結果、初めて次のことが明らかになった。それは人道主義空間の変容が従来考えられていたものとは大きく異なっていたということである。以下にこの研究成果を説明する。

(1) 人道主義空間の出現と文脈

まず、人道主義空間という概念がどのようなものなのかを明らかにする必要がある。そもそも人道主義空間という概念は、冷戦期にUNHCRが中南米における幾つかの紛争の難民・避難民支援を実施するなかで使用し始めたものだった。中南米の幾つかの紛争はいずれも内戦で、文民である自国市民への攻撃が深刻であるという特徴を示した。また、アメリカなどの地域大国が直接・間接的に関与していた。そこでは対反乱活動が展開され、難民・避難民の支援も紛争アクターの戦略にとって重要な意味を持った。それゆえ、UNHCRはこうした紛争アクターの戦略に拘束され、支援活動を自由に行うことができなかった。そこで唱えられたのが、人道支援組織が紛争の文脈から自由に難民・避難民に接触できる空間、すなわち人道主義空間という概念だったのである。ただし、実際にこれが実現したわけではなかった。

では、なぜUNHCRはこの時期にこの概念を提唱したのか。これより以前でなかったのは何故なのか。これを説明するには、紛争地域での人道支援活動の歴史を概観する必要がある。結論を先に述べれば、紛争下での人道支援の位置づけが冷戦期に大きく変容しており、それが人道主義空間の提唱の大前提となっていた。

紛争地での人道主義活動は、19世紀ヨーロッパの国家間紛争のなかで徐々に始まった。当初はキリスト教団体が主体で、19世紀後半からは赤十字国際委員会が主要なアクターとなった。この時期、人道支援を行う組織の主要な目的は、紛争中に生じた傷病者のケアであり、紛争当事者である国々から中立を保つことで、組織の安全を確保しようとした。この活動は主権国家の間で結ばれた国際法に依拠し、国家がそれを承認することで成立した。傷病兵や文民のケアを行う空間を人道主義空間と呼ぶならば、それが誕生したのはこの時である。そして、これには国家の承認という後ろ盾があった。

ところが、冷戦期、紛争下での国家と人道支援を行う組織の関係が徐々に変容した。その契機となったのが、脱植民地化後の第三世界における紛争だった。例えば、ナイジェリアで勃発したビアフラ紛争（1967-1970）では、それまでの赤十字国際委員会による活動方針に大きな疑義が呈された。紛争中、一般市民が攻撃対象になったことから、ジェノサイドの危険が指摘され、人道支援組織も目撃した現状を公にすべきだと批判された。一方、この紛争にはナイジェリアからの独立を目指すビアフラ地域と連邦政府の間のプロパガンダ闘争の側面もあり、非当事者にとっては客観的に信頼に足る紛争情報（特に文民被害）を取得することが非常に困難だった。それゆえ、現地で救援活動を行っていた人道支援組織にそうした情報の提供が期待された。しかし、それは本来の主たる活動である人道支援活動を阻害する可能性があった。なぜなら、そうした情報の公開は、しばしば紛争アクターにとって都合が悪く、人道支援組織そのものの排除を動機付けるものだったからである。

1970年代から80年代に生じた中南米の幾つかの内戦では、ますます紛争の実態についての報告、なかでも国際人道法違反に関する告発が重要になった。それというのも、紛争当事者が意図して大規模な文民への攻撃を実施したからである。また、アメリカなどの大国が関与したことから、いよいよその実態が隠ぺいされる傾向が強まった。そこで誕生したのが、アメリカス・ウォッチという人権監視の非政府組織である。この組織が現地の非政府組織と協力することで紛争実態が徐々に明らかにされていった。これは人道主義の歴史にとって、非常に新しい事態となった。救援活動と紛争実態の調査・公開が分業され、後者に特化した組織が重要な役割を果たし始めたからである。

このように冷戦中（特に1960年代から80年代にかけて）19世紀に誕生した人道主義空間は大きく変容した。この変容を捉えるために、ふたつの人道主義空間を区別する必要がある。第一に、人道支援のための地理的・物理的空間である。この空間のなかで、支援組織は支援対象に接触することができる。第

二に、国際人道法などの国際法や規範に基づく、法的・言説的空間である。これは国際人道法が紛争地域に適用されるとともに、実際に攻撃を受けている人々がその保護を受ける権利があることを保障する法・言説上の空間である。

冷戦期には、前者だけでなく後者も重要となり、人道支援を行う組織はその両方を守るよう要請された。その背景には、人道支援を行う組織と紛争当事者である国家の関係が大きく変わったことがある。冷戦期の内戦では、国家と反政府勢力が紛争当事者であり、国家はこの紛争を国際紛争として認識することを拒絶する傾向にあった。国家にとってみれば、反政府勢力は国内の反乱勢力に過ぎず、国際社会のなかで主権を承認された相互に対等なアクターではなかったからである。それに伴い、国際人道法の管轄を認めない、あるいは認めても順守しない傾向が見られた。そのなかで人道支援を行う組織は、中立・不偏を承認してもらうことが非常に困難となった。従来、赤十字の中立が承認されていたのは、紛争当事者であった国家間の対称性および互惠性が前提となっていた。これが崩壊した以上、中立の意味も変容してしまったのである。

（2）対反乱活動の展開

この紛争下での人道支援の歴史と並行して分析する必要があるのが、対反乱活動の歴史である。

対反乱活動は、イギリスやフランスによる植民地での活動にさかのぼることができる。植民地ではしばしば現地勢力が帝国秩序に不満を持ち、反乱を起こした。イギリスやフランスはそこで軍力で反乱を鎮圧するとともに、反乱者を支援している可能性がある一般住民に対しても強制移住などの措置をとり、生活基盤を破壊した。こうした活動はすべて植民地帝国内部での反乱であり、国家間の戦争ではないとされ、戦闘員と非戦闘員を区別する国際人道法の管轄外とされた。

対反乱活動はアメリカによっても実施された。古くは19世紀末のフィリピンでの対反乱活動が源流であるが、現在のアメリカによる対反乱活動に直接の影響を与えたのは、20世紀後半に展開されたベトナム戦争ならびに中南米紛争での対反乱活動である。ベトナム戦争では、大規模な空爆をはじめとする軍力の無差別な行使とともに、一般住民の強制移住などが行われた。イギリスやフランスによる対反乱活動と異なり、ベトナムでの対反乱活動では、アメリカ軍に国際人道法の明確な順守義務があったが、実態として彼らはそれを無視した。

中南米紛争でのアメリカの関与は、ベトナム戦争で言えば、戦争初期の南ベトナム軍への軍事支援のそれに近いものだった。アメリカ軍はあくまで紛争の主体ではなく、支援者となった。それゆえ、直接戦闘には参加して

いない。けれども、軍事アドバイザーの派遣などを通じて、現地の親アメリカ勢力に大きな影響を与えた。これらの紛争でもやはり対反乱活動が展開された。戦闘員と非戦闘員を区別しない大規模な攻撃に加えて、難民キャンプの建設なども対反乱活動の一部だった。

以上の20世紀後半の対反乱活動は、現地住民の支持に無頓着で、無差別な暴力という特徴があった。こうした無差別な暴力、ならびに国際人道法の無視は、前節で触れたように、人道法違反を告発する人道支援活動の発展を促した。結局、この時期の対反乱活動は、一般市民を直接支援する人道支援活動と、国際人道法違反を告発する人道支援活動をうまく取り込むことができなかった。ふたつの人道主義空間それぞれで、対反乱活動は人道支援活動と対立した。

(3) 冷戦後の対反乱活動と人道主義空間

対立していた対反乱活動と人道支援活動は、20世紀末から21世紀にかけて、徐々に関係を異にし始める。その契機はふたつあった。ひとつは、アメリカが国際人道法違反の問題に対処するべく、情報管理を開始したこと、もうひとつは、地域紛争に対処するために人道的介入の必要性が叫ばれ、紛争後の平和活動が大規模化したことである。

ベトナム戦争から中南米紛争にかけて、アメリカ軍は国際人道法違反を批判され続けた。それは議会やメディアでの議論を通じて、深刻な問題となった。それゆえ、紛争中の文民被害に関する情報管理を進展させていった。1989-1990年のパナマ侵攻、1991年の湾岸戦争では、可能な限り非戦闘員への攻撃を回避するとともに、紛争被害に関する情報を徹底して管理した。それまでの紛争同様、人道主義組織は国際人道法違反の可能性を調査したが、ほとんど大きな問題にはならなかった。

1990年代半ばには、旧ユーゴスラビアで大規模かつ長期的な紛争が勃発し、軍事介入および平和活動が実施された。他方、ルワンダでは大規模な内戦が勃発し、非戦闘員が大量に虐殺されたにもかかわらず、国際社会からの介入が行われず、人道主義組織に大きな衝撃を与えた。こうした内戦では、積極的に非戦闘員が狙われ、人道支援活動を行う非政府組織に対する攻撃も深刻になった。それゆえ、人道主義を実現するための軍事力の必要性が徐々に訴えられ始めた。紛争後の平和活動では、各国の軍と非政府組織の協調的な取り組みが必要となり、ますます人道支援活動と軍の関係は密接になった。ただし、人道的介入や平和活動では、外部から介入した軍も（少なくとも表向きは）中立・不偏を掲げており、非政府組織による人道支援活動とも、緊張関係は限られたものだった。

ところが、2001年以後、中立・不偏をめぐる問題は簡単には対処できないほど、複雑になった。アメリカをはじめとする有志連合に

よるアフガニスタンでの戦争、ならびにその後の国家建設活動、さらにはイラク戦争では、アメリカ軍をはじめ、現地に介入した外国の軍隊はいずれも紛争当事者で、中立・不偏ではなかった。アフガン戦争でもイラク戦争でも、軍事力の直接的な衝突は短期間だったが、国家建設のプロセスで発生した対反乱活動はきわめて長期にわたった。そのため、人道主義空間について、ふたつの変化が生じた。

第一に、アメリカ軍やNATO軍は、それまで以上に、紛争被害に関する情報管理に注力した。短期的には非戦闘員の被害に関する情報管理に成功したが、長期的には深刻な紛争被害が明るみに出ることによって、現地での正統性に深刻な損害を受けた。そのなかで、国際人道法を監視する非政府組織は急増し、法・言説的な人道主義空間は、以前にもまして政治的な対立の場となった。

第二に、アメリカ軍やNATO軍がアフガンやイラクでの治安回復と国家建設に重点を置くようになり、その結果、人道支援組織の協力が不可欠となった。他方、人道支援組織も現地の武装勢力から標的とされたため、安全確保のために軍との協力が一定程度必要とされた（もちろん、それに反対する組織も少なくなかった）。けれども、アフガンやイラクでの活動は、対反乱活動および対テロ戦争の一部であり、テロリストの探索と殺害が伴った。それゆえ、紛争の文脈から一定程度自由な地理的・物理的人道主義空間は成立が困難となった。

このように、20世紀後半に入って分化した人道主義空間は、この時期、異なる変化を見せた。法・言説的空間は、ますます政治的な対立の場となり、国際人道法を監視する組織の影響も強まった。他方、地理・物理的空間は、対反乱活動ならびに対テロ戦争の展開に伴って、中立・不偏の維持が困難となった。

(4) 結論

このように、本研究によって次のことが明らかになった。第一に、人道主義空間は冷戦後に突然変容したのではなかった。紛争地域における人道主義活動の歴史をたどれば、脱植民地化後の第三世界での紛争が大きな転換点だったことが分かる。内戦に直面した人道主義活動は、傷病兵や文民への支援活動と国際人道法違反の監視活動に分離し、中立・不偏もそれぞれの領域で意味が変わった。

第二に、冷戦後に変容したのは、前者における治安維持のための軍隊との関係だった。平和維持活動では、紛争後社会の再建という目的の下、軍隊と人道支援組織は協力関係を深めた。ジレンマを引き起こしたのは、対テロ戦争の開始だった。対テロ戦争は、一部で紛争後社会の再建を含みつつも、一方で、アメリカなどの諸外国が紛争の中心的アクターとして、テロリストと思しき人物や集団の殺害を次々と実施するものだったからである。

第三に、このように歴史的に通観すると、人道主義空間は国家から徐々に自立してきたことが分かる。人道支援活動に関しては、冷戦終焉後、しばらくは平和活動のなかで距離を縮めたが、その後、再び緊張関係を強めた。国際人道法の監視活動に関しては、一貫して国家からの自立の道を歩み、活動が強化されてきた。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

五十嵐 元道「国際関係史の過去と現在」『国際政治』、査読なし、188号、2017年109-117

五十嵐 元道「植民地統治における開発への思想的転換」『年報政治学』、査読有、2014-2、2015年、271-290

〔学会発表〕(計5件)

五十嵐 元道「文民保護をめぐる国際政治」政治研究会、2016年11月17日、北海道大学(北海道)

五十嵐 元道「支配する人道主義」駒場国際政治ワークショップ、2016年5月26日、東京大学(東京都)

五十嵐 元道「内戦における不正義を記述する」世界政治研究会、2016年5月13日、東京大学(東京都)

五十嵐 元道「不正義を記述する：『殺してはならない人間』の構成に関する一考察」IR研究会、2016年4月30日、神戸大学(兵庫県)

五十嵐 元道「支配する人道主義」国際政治学会関西支部、2016年4月23日、関西大学(大阪府)

〔図書〕(計1件)

五十嵐 元道『支配する人道主義』(岩波書店、2016年)、312

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

五十嵐 元道 (IGARASHI, Motomichi)
関西大学・政策創造学部・准教授
研究者番号：20706759

(2)研究分担者

()

研究者番号：

(3)連携研究者

()

研究者番号：

(4)研究協力者

()